２０２３年9月２２日

各 位

株式会社みちのく銀行

青森銀行との「相続手続の共通化」について

株式会社みちのく銀行（取締役頭取　藤澤 貴之）は、株式会社青森銀行（取締役頭取 石川 啓太郎）と、預金等の相続手続を共通化することといたしましたので、お知らせします。

当行では、これからもお客さまに満足してご利用いただけるよう、サービスの向上に取り組んでまいります。

記

１．実施日

２０２３年１０月２日（月）

２．共通化の目的について

相続手続において両行で必要書類が異なる等の煩雑さを解消し、お客さまのご負担を軽減できるよう共通化いたします。

３．共通化の概要について

・相続手続依頼書等の様式・記入方法の共通化
・ご提出いただく確認書類等の共通化
・相続手続を行う際の簡素化基準の共通化

４．その他

本件については相続手続を共同で実施するものではないため、必要書類等の提出は金融機関ごとに必要となります。また、各金融機関で一部相違する取扱いもございます。

以上